

平成23年11月25日、第4回中標津町農業委員会総会を、中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	中村正生
2番	笠原康博
3番	房川喜洋
4番	氏家康夫
5番	杉本公也
6番	柴野忠征
7番	滝本 広
8番	本田 信幸
9番	太田 誠
10番	國見正則
11番	久保伸一
12番	小沼 悟
13番	佐々木邦夫
14番	重松秀光
15番	纒坂尚久
16番	金刺健四郎
17番	安田 稔
18番	戸田 重勝

附議した案件

議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 18 号 現況証明願いについて

議案第 19 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について

報告第 9 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農業生産法人報告書について

本日出席した職員

事務局長	原田武志
農地係長・庶務係長	若森修二
農地主査	吉田佳弘
係	本間光代

(開会 10時30分)

議長

おはようございます。

ただ今の出席委員は 18 名でございます。

定足数に達しておりますので、会議は成立致します。

ただ今から第 4 回中標津町農業委員会総会を開会致します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程 1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。

会議規則第 24 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

7 番 滝本 広 委員

8 番 本田 信幸 委員

以上、2 名を指名致します。

日程 2、会務報告を事務局長から報告致します。

事務局長

事務局長

10 月 27 日の総会以降につきまして会務報告を致します。

項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。

最初は、北海道農業会議及び根室地方農業委員会連合会が主催する、平成 23 年度根室地区農業委員等研修会・交流会が、標津町を会場として 1 市 3 町の農業委員、事務局員出席のもとに 11 月 10 日に開催されました。

研修会では、「農業・農業委員会をめぐる情勢」「農地制度の概要」「農業者年金の加入推進」等について、農業会議乾部長、佐藤主幹を講師に研修を受けました。研修会終了後は、交流会が行なわれ他市町の農業委員や職員との交流、意見交換を行なったところであり、本町からは、農業委員 15 名、事務局員 1 名が参加しております。

また、研修会終了後、根室地方農業委員会連合会の会長・会長代理・事務局長会議が開催され、全国農業委員会会長代表者集会における要請項目、平成24年度の各市町義務外負担金について、協議したところであります。

次に、11月12日から13日の2日間の日程で「第37回北海道農業青年と関西女性との交流会」が大阪市で開催されました。本農業委員会が事務局を担当する最後の年であり、北海道大阪事務所・JR北海道大阪支店の協力を得ながら企画し実施しました。根室市、鶴居村、標茶町、中標津町から合わせて7名の青年が参加し、北海道、農業に関心のある大阪近郊の女性と食事会、個人トークなどのメニューにより交流を深めてきており今後の進展に期待するところであります。

会長、事務局員が随行しております。

次に、11月17日から18日の2日間で「中標津町農業委員視察研修会」を実施致しました。1日目は遠軽町農業委員会を訪問し、砂利採取等に係る一時転用申請および権限移譲について、2日目は湧別町の有限会社アグリサポートばろうを訪れ、TMRセンターの現状と今後のあり方等、研修を受けてまいりました。

研修会参加者は、会長、代理、農政委員3名、農地委員3名、事務局1名の計9名でございます。

最後に、11月19日に寿宴におきまして平成23年度根室農業大賞表彰式・祝賀会が開催され、会長が出席しております。

以上会務報告と致します。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程3、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第8号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」事務局よりご説明いたします。

議案は66ページからになります。

(1)から(3)について借主同一の為、一括して説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町字武佐

借主 中標津町字武佐

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
		畑	43,067の内 41,070	
"		"	17,840	
"		"	7,649の内 5,020	
計 3 筆		畑	63,930	

3. 利用権の種類 賃貸借権

4. 契約期間 平成22年8月1日から平成27年12月31日まで

5. 合意解約成立の日 平成23年11月8日
 6. 解約の理由 合意解約

(2)

1. 当事者の住所、氏名
 貸主 中標津町字武佐
 借主 中標津町字武佐
 2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
		畑	13,692	
〃		〃	12,878	
〃		〃	8,442	
〃		〃	2,776	
〃		〃	3,079	
計 5 筆		畑	40,867	

3. 利用権の種類 賃貸借権
 4. 契約期間 平成22年1月1日から平成27年12月31日まで
 5. 合意解約成立の日 平成23年11月8日
 6. 解約の理由 合意解約

(3)

1. 当事者の住所、氏名
 貸主 中標津町東
 借主 中標津町字武佐
 2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
		畑	50,815	

3. 利用権の種類 賃貸借権
 4. 契約期間 平成20年5月1日から平成25年4月30日まで
 5. 合意解約成立の日 平成23年11月8日
 6. 解約の理由 合意解約

これらの案件については、議案第19号(14)(15)(16)にそれぞれ関連するものであり、経営移譲に伴い、後継者である 氏に賃貸借するにあたり、期間内解約するものであります。

(以下、議案資料を朗読)

(4)

1. 当事者の住所、氏名
 貸主 中標津町字武佐
 借主 中標津町字武佐
 2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
		畑	28,764	

3. 利用権の種類 使用貸借権
 4. 契約期間 平成8年9月27日から永年
 5. 合意解約成立の日 平成23年11月25日
 6. 解約の理由 合意解約

この案件については、 氏が経営移譲年金受給のため使用貸借しております

たが、今回経営移譲するにあたり、後継者である 氏に使用貸借するため、期間内解約するものであります。

(以下、議案資料を朗読)

(5)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 中標津町字武佐
借主 中標津町字武佐
2. 土地の表示

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
		畑	50,201	
"		採草放牧地	1,988	
計 2 筆			52,189	

3. 利用権の種類 賃貸借権
4. 契約期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日まで
5. 合意解約成立の日 平成23年11月16日
6. 解約の理由 合意解約

この案件については、議案第19号(19)に関連するものであり、経営移譲に伴い、後継者である 氏に賃貸借するにあたり、期間内解約するものであります。

続きまして、(6)から(8)について、借主同一の為、一括して説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(6)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 中標津町
借主 中標津町
2. 土地の表示

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
		畑	35,416	
"		"	19,834	
"		"	773	
計 3 筆			56,023	

3. 利用権の種類 賃貸借権
4. 契約期間 平成19年8月1日から平成26年12月31日まで
5. 合意解約成立の日 平成23年11月21日
6. 解約の理由 合意解約

(7)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 中標津町
借主 中標津町
2. 土地の表示

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
		畑	44,591	
"		"	5,652	
"		"	48,082	
計 3 筆			98,325	

3. 利用権の種類 賃貸借権
4. 契約期間 平成19年8月1日から平成26年12月31日まで
5. 合意解約成立の日 平成23年11月21日
6. 解約の理由 合意解約

(8)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 中標津町

借主 中標津町

2. 土地の表示

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
		畑	42,842	
"		"	10,444	
"		"	2,389	
"		"	40,417	
計 4 筆			96,092	

3. 利用権の種類

賃貸借権

4. 契約期間

平成20年4月1日から平成25年12月31日まで

5. 合意解約成立の日

平成23年11月21日

6. 解約の理由

合意解約

これらの案件については、議案第19号(20)(21)(22)にそれぞれ関連するものであり、経営移譲に伴い、後継者である 氏に賃貸借するにあたり、期間内解約するものであります。

(以下、議案資料を朗読)

(9)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 札幌市中央区

借主 中標津町字依橋

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
		畑	47,851	
"		"	15,273	
"		"	3,126	
"		"	5,166	
"		"	6,406	
計 5 筆			77,822	

3. 利用権の種類

賃貸借権

4. 契約期間

平成23年1月26日から平成27年10月25日まで

5. 合意解約成立の日

平成23年11月11日

6. 解約の理由

合意解約

この案件については議案第19号(10)に関連するものであり、 氏の法人化に伴い、借主を法人名に設定し直すため、現在貸借中の農地を期間内解約するものであります。

(以下、議案資料を朗読)

(1 0)

1. 当事者の住所、氏名

貸主 札幌市中央区

借主 中標津町字上標津

2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
		畑	49,811	

3. 利用権の種類 賃貸借権
 4. 契約期間 平成21年12月25日から平成26年10月29日まで
 5. 合意解約成立の日 平成23年11月1日
 6. 解約の理由 合意解約

この案件については、議案第19号(12)に関連するものであり、経営移譲に伴い、後継者である 氏に賃貸借するにあたり、期間内解約するものであります。以上です。

議長 以上で報告を終わります。

日程4、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

(1)から(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員

小沼委員 12番小沼です。

議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)から(3)について説明いたします。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字武佐

歳 農業

借主 中標津町字武佐

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	37,214	普通畑
		"	"	11,707	"
		"	"	49,178	"
		"	"	49,389	"
		原野	"	3	"
		"	"	36,819	"
		"	"	7,931	"
		"	"	10,071	"
		"	"	38,031	"
		牧場	"	50,133	"
計10筆			畑	290,476	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 後継者に経営を移譲する

借主 経営移譲を受けて農業経営を継承する

4. 移転の方法 利用権の設定(使用貸借)

5. 当事者の経営状況

家族	農従者	経営地			経営作物
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	

人	人				馬鈴薯栽培 他
---	---	--	--	--	---------

6. 見取図 別 紙

この案件につきましては、 夫氏が後継者である 氏に経営移譲したい旨の申し出があり、平成23年10月31日に第1地区推進班により、 宅において経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法および年金・税金等の説明を行ないました。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字武佐

歳 農業

借主 中標津町字武佐

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	5,799	牧草畑
		宅地	"	3,028	"
		原野	"	17,767	"
		山林	"	8,923	"
		畑	"	41,427	"
		"	"	48,925	"
		牧場	"	20,699	"
		畑	"	25,685	"
		牧場	"	26,489	"
		畑	"	23,297	"
		山林	"	38,951	"
		"	"	14,081	"
		畑	"	40,958	"
		"	"	31,836	"
		"	"	42,273	"
		山林	"	24,297	"
		畑	"	35,822	"
		山林	"	3,775	"
		"	"	11,639	"
		"	"	33,378	"
		"	"	32,739	"
		"	"	94	"
		畑	"	51,911	"
		原野	採草放牧地	293	"
		"	"	1,922	"
		"	"	12,856	"
		"	"	2,482	"
		"	"	6,733	"
		"	"	3,686	"
		牧場	"	24,477	"
		山林	"	11,723	"
		"	"	7,936	"
		"	"	7,379	"

		〃	〃	101,470	〃
		原野	〃	3,881	〃
		〃	〃	1,989	〃
計36筆		770,620㎡		畑	583,793
				採草放牧地	186,827

3. 許可を受けようとする事由
貸主 後継者に経営を移譲する
借主 経営移譲を受けて農業経営を継承する
4. 移転の方法 利用権の設定(使用貸借)
5. 当事者の経営状況

家族	農従者	経営地		家畜
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	
人	人			牛頭

6. 見取図別紙

この案件につきましては、 氏が後継者である 氏に経営移譲したい旨の申し出があり、平成23年10月31日に第1地区推進班により、 宅において経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法および年金・税金等の説明を行ないました。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

(以下、議案資料を朗読)

(3)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字武佐

歳 農業

借主 中標津町字武佐

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	28,764	牧草畑
		山林	〃	8,639	〃
		畑	〃	37,625	〃
		〃	〃	85,180	〃
		宅地	〃	1,675.6	〃
		山林	〃	16,629	〃
		畑	〃	92,904	〃
		原野	〃	14,550の内 1,250	〃
		山林	〃	31,598の内 3,298	〃
		雑種地	〃	333	〃
		〃	〃	22	〃
		畑	〃	43,291	〃
		〃	〃	9,669	〃
		〃	〃	19,496	〃
		〃	〃	8,650	〃
		〃	〃	76,892	〃
		〃	〃	2,899	〃
		原野	〃	45,237	〃
		〃	〃	11,752	〃
		〃	〃	156,669	〃

		〃	〃	10,631	〃
		山林	採草放牧地	34,749	〃
		〃	〃	95,620	〃
		〃	〃	18,737	〃
		〃	〃	17,267	〃
		〃	〃	1,032	〃
		〃	〃	35,758	〃
		山林	採草放牧地	16,074	牧草畑
		〃	〃	10,187	〃
		〃	〃	12,565	〃
		宅地	〃	2,972.8	〃
計31筆 906,467.4㎡			畑	661,505.6	
			採草放牧地	244,961.8	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 後継者に経営を移譲する

借主 経営移譲を受けて農業経営を継承する

4. 移転の方法 利用権の設定(使用貸借)

5. 当事者の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	牛頭
人	人				

6. 見取図 別紙

この案件につきましては、 氏が後継者である 氏に経営移譲したい旨の申し出があり、平成23年11月5日に第1地区推進班により、 宅において経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法および年金・税金等の説明を行ないました。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(3)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員

中村委員 1番中村です。

議案第17号(4)について説明いたします。

(以下、議案資料を朗読)

(4)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町

歳 農業

借主 中標津町

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(㎡)	利用状況
		公簿	現況		

		山林	畑	10,491	牧草畑
		畑	"	21,838	"
		"	"	90,106	"
		"	"	22,403	"
		山林	"	62,489	"
		畑	"	60,114	"
		原野	"	2,964	"
		山林	畑	33,396	"
		山林	畑	48,708	牧草畑
		"	"	10,241	"
		"	"	1,249	"
		畑	"	36,394	"
		"	"	4,511	"
		"	"	94,664	"
		"	"	5,945	"
		"	採草放牧地	17,605	"
		"	"	40,898	"
		原野	"	1,977	"
計18筆		565,993m ²		畑	505,513
				採草放牧地	60,480

3. 許可を受けようとする事由

貸主 後継者に経営を移譲する

借主 経営移譲を受けて農業経営を継承する

4. 移転の方法 利用権の設定(使用貸借)

5. 当事者の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	牛頭
人	人				

6. 見取図 別紙

この案件につきましては、氏が後継者である 氏に経営移譲したい旨の申し出があり、平成23年10月31日に第1地区推進班により、宅において経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行いました。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 纓坂委員

纓坂委員 15番纓坂です。

議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」(5)について説明いたします。

(以下、議案資料を朗読)

(5)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字当幌

歳 農業

借主 中標津町字当幌

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	16,376	牧草畑
		原野	畑	105,005	牧草畑
		畑	〃	37,473	〃
		〃	〃	48,979	〃
		〃	〃	109,519	〃
		〃	〃	1,686	〃
		〃	〃	2,132	〃
		〃	〃	114	〃
		〃	〃	37,442	〃
		山林	〃	11,116	〃
		畑	〃	45,763	〃
		〃	〃	25,072	〃
		山林	〃	20,867	〃
計13筆			畑	461,544	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 後継者に経営を移譲する

借主 経営移譲を受けて農業経営を継承する

4. 移転の方法 利用権の設定(使用貸借)

5. 当事者の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	牛頭
人	人				

6. 見取図 別紙

この案件につきましては、氏が後継者である 氏に経営移譲したい旨の申し出があり、平成23年10月31日に第3地区推進班により 宅において経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行いました。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 氏家委員

氏家委員 4番氏家です。

議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」(6)について説明いたします。

(以下、議案資料を朗読)

(6)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字当幌

歳 農業

借主 中標津町字当幌

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	56,207	牧草畑
		山林	"	4,985	"
		畑	"	26,389	"
		"	"	16,384	"
		"	"	22,268	"
		"	"	26,203	"
		"	"	50,526	"
		原野	"	48,814	"
		畑	"	1,001	"
		"	"	20,806	"
		"	"	20,025	"
		"	"	6,303	"
		雑種地	"	86	"
		宅地	"	908.9	"
		"	"	1,001.6	"
		畑	"	24,957	"
		"	"	21,466	"
		原野	"	60,107	"
		畑	"	3,877	"
		雑種地	"	642	"
		牧場	"	2,899	"
		"	"	5,989	"
		"	"	5,844	"
		"	"	1,231	"
		牧場	採草放牧地	1,300	"
		"	"	2,134	"
		畑	畑	60,979	"
		"	"	102,644	"
		"	"	24,722	"
		山林	"	11,054	"
		畑	"	26,846	"
		"	"	30,458	"
		宅地	"	2,750.6	"
		雑種地	"	460	"
		畑	"	61,351	"
		"	"	42,498	"
		宅地	"	2,238.4	"
		畑	"	4,497	"
		"	"	9,837	"
計39筆	812,688.5m ²		畑	809,254.5	
			採草放牧地	3,434	

3. 許可を受けようとする事由
 貸主 後継者に経営を移譲する
 借主 経営移譲を受けて農業経営を継承する
4. 移転の方法 利用権の設定（使用貸借）
5. 当事者の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

6. 見取図 別紙

この案件につきましては、 氏が後継者である 氏に経営移譲したい旨の申し出があり、平成23年10月26日に第4地区推進班により 宅において経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行いました。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 久保委員

久保委員 11番久保です。

議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」(7)について説明いたします。

(以下、議案資料を朗読)

(7)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字上標津

歳 農業

借主 中標津町字上標津

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	78,861	牧草畑
		"	"	48,729	"
		"	"	43,197	"
		"	"	97,870	"
		"	"	43,273	"
		"	"	29,723	"
		"	"	39,924	"
		"	"	49,492	"
		"	"	51,028	"
		"	"	48,878	"
		"	"	51,238	"
		"	"	4,267	"

		〃	〃	24,915	〃
		〃	〃	20,495	〃
		〃	〃	48,879	〃
		〃	〃	20,683	〃
		〃	〃	29,138	〃
		〃	〃	10,288	〃
		〃	〃	9,932	〃
計19筆			畑	750,810	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 後継者に経営を移譲する

借主 経営移譲を受けて農業経営を継承する

4. 移転の方法 利用権の設定(使用貸借)

5. 当事者の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

6. 見取図 別紙

この案件につきましては、 氏が後継者である 氏に経営移譲したい旨の申し出があり、平成23年10月26日に第5地区推進班により 宅において経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行いました。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(7)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程5、議案第18号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員

中村委員 1番中村です。

議案第18号「現況証明願いについて」(1)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 申請人の住所、氏名

中標津町

2. 土地の表示

所在	地番	公簿	現況	面積 m ²	利用状況
		畑	農地・採草放牧地以外	14,008	農業用施設用地
		"	"	1,467	"
		"	"	15,358	"

3. 申請の理由

地目変更登記のため

4. 見取図 別紙

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

経営移譲に伴い、 氏の所有農地を精査したところ、施設用地として使用している部分があり、第1地区推進班で現地調査協議した結果、当該地は農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものです。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員

小沼委員 12番小沼です。

議案第18号「現況証明願いについて」(2)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 申請人の住所、氏名

中標津町東

(土地所有者 中標津町字武佐)

2. 土地の表示

所在	地番	公簿	現況	面積 m ²	利用状況
		宅地	農地・採草放牧地以外	2,488	宅地
		"	"	1,647.36	"

3. 申請の理由

砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請書添付のため

4. 見取図 別紙

本案件につきましては、かつて一時転用申請において砂利採取された農地に隣接している宅地部分で、農地と段差がついている土地であり、今回、砂利採取申請に必要なため申請があったものです。10月21日に第一地区推進班において現地で採取業者と利用計画等協議したところ、一団で使える農地が増え作業効率も上がる見込みとのことでありました。

当該地は宅地であり、農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものです。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2) の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
(3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 佐々木委員

佐々木委員 13番佐々木です。
議案第18号「現況証明願いについて」(3) について説明致します。
(以下、議案資料を朗読)

(3)

1. 申請人の住所、氏名
持分 1/2 中標津町南
持分 1/2 中標津町西
2. 土地の表示

所 在	地 番	公簿	現 況	面積 m ²	利用状況
		畑	農地・採草放牧地以外	416	原野

3. 申請の理由
地目変更登記のため
4. 見取図 別紙

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
第6地区推進班で協議の結果、当該地は都市計画区域内の用途指定のない土地であり、林地・宅地に囲まれ原野化している土地であることから、農地、採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。
以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(3) の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
なお、本案件につきましては、(1) と、(2) から (9) と、(10) から (22) までの3回に分けて審議を致します。
(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 本田委員

本田委員 8番本田です。

議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 札幌市中央区

借主 中標津町字養老牛

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	30,202	牧草畑
		"	"	9,295	"
		"	"	17,753	"
		"	"	8,337	"
		"	"	22,351	"
		"	"	6,524	"
		"	"	1,842	"
		"	"	38,062	"
		"	"	38,234	"
		"	"	63,306	"
		"	"	21,610	"
		"	"	9,191	"
		"	"	22,066	"
		"	"	22,021	"
		"	"	21,829	"
		"	"	6,562	"
		"	"	32,317	"
		"	"	4,209	"
		"	"	10,726	"
		"	"	39,763	"
		宅地	施設用地	3,658.71	施設用地
		雑種地	"	195	"
		宅地	"	3,791.77	"
		"	"	1,036.70	"
		畑	畑	856	牧草畑
		牧場	採草放牧地	5,625	"
		畑	畑	11,058	"
		"	"	29,871	"
		"	"	100,696	"
計29筆 582,988.18m ²			畑	568,681	
			採草放牧地	5,625	
			施設用地	8,682.18	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農地保有合理化促進事業により賃貸するもの

借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、新規就農するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成23年11月28日から平成27年3月31日まで

6. 価格 年 805,760円

7. 資金調達方法 自己資金 805,760円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

この案件につきましては、農地保有合理化促進事業により が、
離農した から取得した農地を、5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。

借主である 氏は新規認定就農者であり、平成23年10月6日付で中標津町の
農業経営改善計画認定を受けております。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして
いるものと判断致しました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

(1)の案件について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、会議規則第16条の規定により、 委員の退席をお願い致します。

(委員、退席)

(2)から(9)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 佐々木委員

佐々木委員 13番佐々木です。

議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
の決定について」(2)から(9)について、一括説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 札幌市中央区

借主 中標津町字依橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目	面積(m ²)	利用状況
----	----	----	---------------------	------

		公簿	現況		
		畑	畑	96,579	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農地保有合理化促進事業により賃貸するもの

借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成23年11月28日から平成28年9月27日まで

6. 価格 年 139,060円

7. 資金調達方法 自己資金 139,060円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	牛頭
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図別紙

(3)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 札幌市中央区

借主 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	57,686	牧草畑
		"	"	38,350	"
計 2 筆			畑	96,036	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農地保有合理化促進事業により賃貸するもの

借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成23年11月28日から平成28年9月27日まで

6. 価格 年 153,640円

7. 資金調達方法 自己資金 153,640円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	牛頭
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図別紙

(4)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 札幌市中央区

借主 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	18,600	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

- 貸主 農地保有合理化促進事業により賃貸するもの
 借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの
4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)
 5. 期間 平成23年11月28日から平成28年9月27日まで
 6. 価格 年 27,900円
 7. 資金調達方法 自己資金 27,900円
 8. 借主の経営状況

家族	農従者	営 地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図別紙

(5)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 貸主 札幌市中央区

借主 中標津町字依橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	126,100	牧草畑
		"	"	79,725	"
計 2 筆			畑	205,825	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農地保有合理化促進事業により賃貸するもの
 借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)
 5. 期間 平成23年11月28日から平成28年9月27日まで
 6. 価格 年 319,460円
 7. 資金調達方法 自己資金 319,460円
 8. 借主の経営状況

家族	農従者	営 地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図別紙

(6)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 貸主 札幌市中央区

借主 中標津町字依橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	69,873	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農地保有合理化促進事業により賃貸するもの
 借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)
 5. 期間 平成23年11月28日から平成28年9月27日まで

6. 価格 年 106,200円
 7. 資金調達方法 自己資金 106,200円
 8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図別紙

(7)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 貸主 札幌市中央区

借主 中標津町字依橋

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	72,069	牧草畑
		"	"	14,253	"
		"	"	39,569	"
計 3 筆			畑	125,891	

3. 許可を受けようとする事由
 貸主 農地保有合理化促進事業により賃貸するもの
 借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの
 4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)
 5. 期間 平成23年11月28日から平成28年9月27日まで
 6. 価格 年 184,860円
 7. 資金調達方法 自己資金 184,860円
 8. 借主の経営状況

構成員	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図別紙

(8)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 貸主 札幌市中央区

借主 中標津町字依橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	7,251	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由
 貸主 農地保有合理化促進事業により賃貸するもの
 借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの
 4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)
 5. 期間 平成23年11月28日から平成28年9月27日まで
 6. 価格 年 8,980円

7. 資金調達方法 自己資金 8,980円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	営 地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別 紙

(9)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
貸主 札幌市中央区

借主 中標津町字依橋

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	46,470	牧草畑
		"	"	80,082	"
		"	"	17,407	"
計 3 筆			畑	143,959	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農地保有合理化促進事業により賃貸するもの

借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、新規就農するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成23年11月28日から平成28年9月27日まで

6. 価格 年 205,980円

7. 資金調達方法 自己資金 205,980円

8. 借主の経営状況

構成員	農従者	営 地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
2人	2人	143,959		143,959	161

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別 紙

これら8件の案件につきましては、農地保有合理化促進事業により
が離農した 氏から取得した農地を、5年後の取得予定者に賃貸借するものであり
ます。(2)から(8)までは既存の認定農業者である近隣農家で、(9)は新規就農
であり農業生産法人となる に設定するもので、 につきましては、平成2
3年5月10日付で中標津町の農業経営改善計画の認定を受けております。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして
いるとものと判断致しました。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、(2)から(9)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

(2) から (9) の案件について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

(委員、着席)

委員に申し上げます。

本案は原案のとおり、可決されました。

続きまして (10) と (11) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 佐々木委員

佐々木委員 13番佐々木です。

議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(10)(11)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1 0)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
貸主 札幌市中央区

借主 中標津町字依橋

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	47,851	牧草畑
		"	"	15,273	"
		"	"	3,126	"
		"	"	5,166	"
		"	"	6,406	"
計 5 筆			畑	77,822	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 借主の法人化に伴い、引き続き賃貸するもの

借主 法人化に伴い、引き続き農地保有合理化促進事業により賃貸を受けるもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成23年11月28日から平成27年10月25日まで

6. 価格 年 118,220円

7. 資金調達方法 自己資金 118,220円

8. 借主の経営状況

構成員	農従者	営		地	家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²		
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

この案件につきましては、借主である 氏の法人化に伴い、個人名義で貸借していた農地を一度合意解約し、再度、法人として賃貸借契約し直すものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

(以下、議案資料を朗読)

(1 1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字俵橋

歳 無職

借主 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		原野	畑	70,281の内 32,000	牧草畑
		"	"	11,570	"
		畑	"	11,673	"
		山林	"	5,013	"
		畑	"	17,430	"
		"	"	7,438	"
計 6 筆			畑	85,124	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成23年12月1日から平成28年11月30日まで

6. 価格 年 202,800円

7. 資金調達方法 自己資金 202,800円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

この案件につきましては、賃貸借の契約期間満了に伴い再設定するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(10)と(11)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(12)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 久保委員

久保委員 11番久保です。
議案第19号(12)について、説明致します。
(以下、議案資料を朗読)

(1 2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
貸主 札幌市中央区

借主 中標津町字上標津

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	49,811	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 後継者に経営を移譲することにより、合わせて農地保有合理化促進事業による賃借農地の利用権を移転するもの

借主 経営の移譲とともに、農地保有合理化促進事業による賃借利用権の移転を受け営農を継続するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成23年11月28日から平成26年10月29日まで

6. 価格 年 72,720円

7. 資金調達方法 自己資金 72,720円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

この案件につきましては、借主である 氏への経営移譲に伴い、前経営主の氏と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(12)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(13)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員

杉本委員 5番杉本です。

議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(13)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1 3)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町東

歳 無職

借主 中標津町字上標津

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	19,229	牧草畑
		原野	"	20,033	"
		畑	"	3,305	"
		原野	"	46,280	"
		畑	"	11,073の内 6,153	"
		山林	"	24,071	"
計 6 筆			畑	119,071	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成23年12月1日から平成28年11月30日まで

6. 価格 年 380,000円

7. 資金調達方法 自己資金 380,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

この案件につきましては、賃貸借の契約期間満了に伴い再設定するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(13)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(14)から(19)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員

小沼委員 12番小沼です。

議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(14)から(19)について、説明致します。

まず(14)から(16)について一括説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1 4)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字武佐

歳 農業

借主 中標津町字武佐

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	43,067の内 41,070	牧草畑
		山林	"	17,840	"
		"	"	7,649の内 5,020	"
計 3 筆			畑	63,930	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 後継者に経営を移譲することにより、合わせて賃借農地の利用権を移転するもの

借主 経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成23年11月28日から平成27年12月31日まで

6. 価格 年 273,000円

7. 資金調達方法 自己資金 273,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

(1 5)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字武佐

歳 無職

借主 中標津町字武佐

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	13,692	牧草畑
		原野	"	12,878	"
		"	"	8,442	"
		畑	"	2,776	"
		原野	"	3,079	"
計 5 筆			畑	40,867	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 後継者に経営を移譲することにより、合わせて賃借農地の利用権を移転するもの

借主 経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成23年11月28日から平成27年12月31日まで

6. 価格 年 160,000円

7. 資金調達方法 自己資金 160,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

(1 6)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町東

歳 無職

借主 中標津町字武佐

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	50,815	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 後継者に経営を移譲することにより、合わせて賃借農地の利用権を移転するもの

借主 経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成23年11月28日から平成25年4月30日まで

6. 価格 年 140,000円

7. 資金調達方法 自己資金 140,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

これら3件の案件につきましては、借主である 氏への経営移譲に伴い、前経営主の 氏と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

続きまして(17)(18)について一括説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1 7)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 持分 2/3 中標津町丸山

歳 無職

持分 1/3 中標津町丸山

歳 農業

譲受人 中標津町字武佐

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		山林	畑	50,100	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 賃貸借していた農地を近隣農家に譲渡するもの

譲受人 譲渡を受け経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価格 3,757,000円

6. 資金調達方法 経済改善資金 3,750,000円

自己資金 7,000円

7. 譲受人の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別紙

(1 8)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 持分 2/3 中標津町丸山

歳 無職

持分 1/3 中標津町丸山

歳 農業

譲受人 中標津町字武佐

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		山林	畑	52,435	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 賃貸借していた農地を近隣農家に譲渡するもの

譲受人 譲渡を受け経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価格 4,037,000円

6. 資金調達方法 経済改善資金 4,030,000円

自己資金 7,000円

7. 譲受人の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別紙

この2件の案件につきましては、 氏から賃貸借している農地を売り渡したい旨の申し出があり、現在の借主である 氏、 氏に譲渡するものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

(以下、議案資料を朗読)

(1 9)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字武佐

歳 無職

借主 中標津町字武佐

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	50,201	牧草畑
		原野	採草放牧地	1,988	"
計 2 筆				52,189	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 後継者に経営を移譲することにより、合わせて賃借農地の利用権を移転するもの

借主 経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成23年11月28日から平成27年3月31日まで
 6. 価格 年 197,000円
 7. 資金調達方法 自己資金 197,000円
 8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別紙

この案件につきましては、借主である 氏への経営移譲に伴い、前経営主の 氏と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上でございます。

- 議長 説明が終わりましたので、(14)から(19)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数)
 なければ質疑を打ち切ります。
 (20)から(22)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 中村委員

中村委員 1番中村です。

議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(20)から(22)について、一括説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(20)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町 歳 無職
 借主 中標津町 歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	35,416	牧草畑
		"	"	19,834	"
		原野	"	773	"
計 3 筆			畑	56,023	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 後継者に経営を移譲することにより、合わせて賃借農地の利用権を移譲するもの
 借主 経営の移譲とともに利用権の移譲を受け営農を継続するもの

4. 権利を設定し、又は移譲しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成23年11月28日から平成26年12月31日まで

6. 価格 年 50,000円

7. 資金調達方法 自己資金 50,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図別紙

(2 1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町

歳 無職

借主 中標津町

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		山林	畑	44,591	牧草畑
		"	"	5,652	"
		原野	"	48,082	"
計 3 筆			畑	98,325	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 後継者に経営を移譲することにより、合わせて賃借農地の利用権を移転するもの

借主 経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成23年11月28日から平成26年12月31日まで

6. 価格 年 50,000円

7. 資金調達方法 自己資金 50,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図別紙

(2 2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町

歳 無職

借主 中標津町

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	42,842	牧草畑
		山林	"	10,444	"
		原野	"	2,389	"
		畑	"	40,417	"
計 4 筆			畑	96,092	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 後継者に経営を移譲することにより、合わせて賃借農地の利用権を移転するもの

借主 経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成23年11月28日から平成25年3月31日まで

6. 価格 年 226,200円

7. 資金調達方法 自己資金 226,200円

8. 借主の経営状況

家 族	農 従 者	経 営 地			家 畜 牛 頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別 紙

これら3件の案件につきましては、借主である 氏への経営移譲に伴い、前経営主の 氏と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するものであります。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているともとの判断致しました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(20)から(22)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

(10)から(22)の案件について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程7、報告第9号「農地法第6条第1項の規定に基づく農業生産法人報告書について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 事務局長

事務局長 報告第9号「農地法第6条第1項の規定に基づく農業生産法人報告書について」ご報告致します。77ページをお開きください。

平成23年度分の報告書でございます。本年4月から10月までに提出されたほか13法人分でございます。

提出報告書の内容の確認を実施したところ、14農業生産法人全て、農地法第2条第3項で定められた事業要件、構成員要件、役員要件を満たしておりました。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

以上で報告を終わります。

以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第4回総会を閉会致します。
ご苦労様でした。

(閉会 11時26分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年11月25日

会 長 _____

7 番 _____

8 番 _____